

令和3年第3回津南町議会定例会会議録

(9月13日)

|   |                  |           |        |                     |                  |         |  |
|---|------------------|-----------|--------|---------------------|------------------|---------|--|
| 招集告示年月日   |                  | 令和3年8月30日 |        | 招集場所                |                  | 津南町役場議場 |  |
| 開会  | 令和3年9月9日午前10時00分 |           |        | 閉会                  | 令和3年9月17日午後0時05分 |         |  |
| 応招・<br>不応招<br><br>出席・<br>欠席の別   | 議席番号             | 議員名       | 応招等の別  | 議席番号                | 議員名              | 応招等の別   |  |
|   | 1番               | 滝沢元一郎     | 応・出    | 8番                  | 村山道明             | 応・出     |  |
|   | 2番               | 小木曾茂子     | 応・出    | 9番                  | 恩田稔              | 応・出     |  |
|   | 3番               | 久保田等      | 応・出    | 10番                 | 栞原洋子             | 応・出     |  |
|   | 4番               | 関谷一男      | 応・出    | 11番                 | 津端眞一             | 応・出     |  |
|   | 5番               | 桑原義信      | 応・出    | 12番                 | 草津進              | 応・出     |  |
|   | 6番               | 筒井秀樹      | 応・出    | 13番                 | 風巻光明             | 応・出     |  |
|   | 7番               | 石田タマエ     | 応・出    | 14番                 | 吉野徹              | 応・出     |  |
| 地方自治<br>法第121条<br>の規定に<br>より説明<br>のため出<br>席した者<br>の職・氏名<br>(出席者：<br>○印) | 職名               | 氏名        | 出席者    | 職名                  | 氏名               | 出席者     |  |
|   | 町長               | 桑原悠       | ○      | 税務町民課長              | 小島孝之             | ○       |  |
|   | 副町長              | 根津和博      | ○      | 農林振興課長<br>農業委員会事務局長 | 村山大成             | ○       |  |
|   | 教育長              | 島田敏夫      | ○      | 観光地域づくり課長           | 石沢久和             | ○       |  |
|   | 農業委員長            | 涌井直       |        | 建設課長                | 鴨井栄一郎            | ○       |  |
|   | 監査委員             | 藤ノ木勤      | ○      | 教育委員会教育次長           | 高橋昌史             | ○       |  |
|   | 総務課長             | 村山詳吾      | ○      | 会計管理者               | 板場康之             | ○       |  |
|   | 福祉保健課長           | 鈴木正人      | ○      | 病院事務長               | 小林武              | ○       |  |
| 職務のため出席した者の職・氏名   |                  |           | 議会事務局長 | 野崎健                 | 班長               | 鈴木真臣    |  |
| 会議録署名議員   |                  | 5番        | 桑原義信   |                     | 10番              | 栞原洋子    |  |

[付議事件]

(9月13日)

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第2  | 報告第3号  | 株式会社竜ヶ窪温泉の経営状況について                |
| 日程第3  | 同意第21号 | 津南町教育委員会委員任命の同意について               |
| 日程第4  | 議案第56号 | 町道の認定について                         |
| 日程第5  | 議案第57号 | 令和2年度津南町一般会計補正予算(第7号)             |
| 日程第6  | 議案第58号 | 令和2年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)       |
| 日程第7  | 議案第59号 | 令和2年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)      |
| 日程第8  | 議案第60号 | 令和2年度津南町介護保険特別会計補正予算(第2号)         |
| 日程第9  | 議案第61号 | 令和2年度津南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和2年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)     |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和2年度津南町病院事業会計補正予算(第3号)           |
| 日程第12 | 認定第1号  | 令和元年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第13 | 認定第2号  | 令和元年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第14 | 認定第3号  | 令和元年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第15 | 認定第4号  | 令和元年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第16 | 認定第5号  | 令和元年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第17 | 認定第6号  | 令和元年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第18 | 認定第7号  | 令和元年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第8号  | 令和元年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について       |

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 報告第 3 号 株式会社竜ヶ窪温泉の経営状況について

議長（吉野 徹）

報告第 3 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 2 年度の(株)竜ヶ窪温泉の経営状況について御報告をいたします。(株)竜ヶ窪温泉につきましては、令和元年 11 月末で冬期営業休止となり、令和 2 年度は、夏休み期間のみ営業を行いました。その間、竜神の館の管理運営について協議を行ってまいりましたが、新たに管理運営を受託する会社が決定したため、(株)竜ヶ窪温泉の解散を決定いたしました。

細部につきましては、観光地域づくり課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって報告第 3 号を終了いたします。

## 日 程 第 2

承認第7号 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第5号））

## 日 程 第 3

承認第8号 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第6号））

議長（吉野 徹）

承認第7号から承認第8号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第7号から承認第8号を一括して御説明を申し上げます。

承認第7号につきましては、総務課関係では、歳入で前年度繰越金の増です。教育委員会関係では、歳出で、保育所空調設備設置工事費の増、パラリンピック聖火採火式関連経費の増で、7月30日付専決処分をさせていただいたものです。

承認第8号につきましては、総務課関係では、歳入で前年度繰越金の増、歳出で信濃川増水に伴う土のう等設置工事費の増で、8月14日付専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

承認第7号について討論を行います

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第7号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

承認第8号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第8号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 8 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 4

### 同意第 4 号 津南町固定資産評価審査委員会委員任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

当町固定資産評価審査委員会委員の志田英子氏が令和 3 年 9 月 25 日をもって 1 期 3 年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので、議会の同意をお願いするものです。志田氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに適任者であると考えておりますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 4 号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は 13 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、滝沢元一郎議員及び 12 番、草津進議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなしません。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 13 票。うち、有効投票 13 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 12 票、反対 1 票。

以上のおり賛成多数です。よって、同意第 4 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（議場を開場）—

## 日 程 第 5

### 議案第 42 号 津南町過疎地域持続的発展計画について

議長（吉野 徹）

議案第 42 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの津南町過疎地域持続的発展計画を定めるものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

これを作って予算を引っ張れるのはとても良いことなのですが、若干気になってい

る所が1点ございます。観光業の点に関して、農業立町の割に食とかに対する対策等々が全くないのですけれど、全然考えなかったのでしょうか。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

農業と観光業との連携につきましては、すみません、こちらの中ではあまり詳しくは記載していないのですけれども、当然に農林振興課とも連携しながらやっていくというところで、その部分では考えておりますが、記載は足りなかったかもしれません。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

あらかじめ調べてくれば良かったのですけれども、50年続いた過疎法ですが、今年度大幅に変更になるということで聞いていました。過疎対策債とか、そういうものを非常に心配されたのですけれども、津南町もまた指定されたということでございます。大分変わると聞いていたのですけれど、この過疎地域の指定の条件というのがかなりあるのですけれども、その辺で大きく変わった所があったのかどうか。

それと、この過疎地域に指定されるのは、全国1,700市町村のうち半数くらいが指定されると聞いていますのですけれども、その指定された地方の数に大幅な変動があったのかどうか。すみませんが、それだけ教えていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

主な変更点なのですけれども、今回の法律にもございますように持続的発展という言葉が入ってございます。過疎地域の持続的発展が可能になるようということで、今回の主なことになってございます。あと、変わった点といたしまして、人口の基準年の関係です。今までは昭和35年を基準年にしておったのですけれども、今回の法律からは昭和50年からの変更となってございます。それが主に大きな点でございます。

あと、過疎地域の市町村数でございますけれども、前の計画までは817市町村ございました。今回の対象となる市町村が820でございますので、数的にはほとんど変更ないということでございます。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 42 号について採決いたします。

議案第 42 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第 43 号 津南町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 3 条開示請求権の定めにより、情報公開を請求できるものについて所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 43 号について採決いたします。

議案第 43 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第 44 号 津南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行定数を徴収することができるようになり、及び情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴い通知カードが廃止されたことにより、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 44 号について採決いたします。

議案第 44 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第 45 号 指定管理者の指定について（津南町障害者福祉施設）

議長（吉野 徹）

議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

公の施設である津南町障害者福祉施設の指定管理を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

この法人は、町内「いこいの家」だけ扱っているのか、そのほか町外どこかほかにも何かそういった活動をされているのか、教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

ほかにも町内の福祉施設を運営している法人でございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 45 号について採決いたします。

議案第 45 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

### 議案第 46 号 津南町地域福祉基金の処分変更について

議長（吉野 徹）

議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町地域福祉基金の処分を変更したいので、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 46 号について採決いたします。

議案第 46 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

換気のため 11 時分まで休憩いたします。 —（午前 10 時 52 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前 11 時 00 分）—

#### 日 程 第 10

議案第 47 号 令和 3 年度津南町一般会計補正予算（第 7 号）

#### 日 程 第 11

議案第 48 号 令和 3 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

#### 日 程 第 12

議案第 49 号 令和 3 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 13

議案第 50 号 令和 3 年度津南町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

## 日 程 第 14

### 議案第 51 号 令和 3 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（吉野 徹）

議案第 47 号から議案第 51 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 47 号から議案第 51 号まで一括して御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、物件補償料県負担金の増、前年度繰越金の増。歳出で、国道 405 号改良工事に伴う電柱等移転修繕料の増、ニュー・グリーンピア津南水道水源井戸ポンプ修繕料の増、十日町地域広域事務組合消防費負担金の増、新型コロナウイルス感染症抗原検査簡易キット購入費の増、時間外勤務手当の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の障害者自立支援給付費及び養育医療費負担金の増、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金の減、健康増進事業費補助金の増、地域福祉基金繰入金の増、介護保険特別会計繰入金の増、新型コロナウイルスワクチン接種受託事業収入の増。歳出で、ひとり親世帯等支援給付金の増、社会福祉施設整備費補助金の増、重度訪問介護給付費増、前年度及び過年度事業補助金返納金返還金の増、更生医療費返還金の増、育成医療費返還金の増、児童手当返納金の増、後期高齢者医療療養給付費負担金の増、老人クラブ連合会活動促進事業補助金返還金の増、介護保険特別会計繰出金の増、養育医療費の増、養育医療費返還金の増、通信運搬費の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業の職員手当増に伴う予算の組替え、予防接種健康被害調査委員会負担金の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、中山間地域等直接支払交付金の増、農産漁村振興交付金の増。歳出で、中山間地域等直接支払交付金の増、情報通信環境整備計画策定委託料の増、農村環境整備事業補助金の増、小水力発電施設修繕料増に伴う予算の組替えなどがございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、商店街エリア活性化事業補助金の増。歳出で、中小企業人材育成事業補助金の増、雇用促進用ビデオ制作補助金の増、宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金の増、まちなかオープンスペース事業関連経費の増、雪国観光圏事業負担金増に伴う予算の組替え、ひまわり広場実行委員会補助金の減、信越トレイル連絡会負担金の増などがございます。

建設課関係では、歳出で、農業集落排水事業特別会計繰出金の増、除雪車修繕料の増、住宅改修事業補助金の増などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財調査事業委託金の増。歳出で、ひまわり保育園落雷被害修繕料の増、園児及び小中学生の新型コロナウイルス感染症検査委託料の増、食洗機賃借料の増、教育ネットワークパソコン保守委託料の増、教科用図書採択協議会負担金の増、新型コロナウイルス抗原検査簡易キット購入費の増、修学旅行キャンセル料補助

金の増、鼓童交流講演負担金の減、遺跡発掘作業員報酬の増、中津川運動公園及びマウンテンパーク津南修繕料の増などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、前年度分保険者負担金の増などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、過年度介護給付費交付金及び県負担金の増、事務費等繰入金の増、前年度繰越金の増。歳出で、システム改修委託料の増、国庫支援金・支払基金交付金等精算償還金の増、一般会計繰出金の増でございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、取水ポンプ等修繕料の増でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の増、前年度繰越金の増。歳出で、処理場装置及び中継ポンプ施設修繕料の増でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

—（午前11時 55 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

総務課長に 1 点、お願いいたします。ニュー・グリーンピア津南であります。修繕料の 1,067 万円であります、これは井戸ということでもありますけれども、飲料水並びに消雪パイプ用ということだと思えます。これは営業に影響はないのかどうかについて、お願いいたします。

観光地域づくり課長であります。ひまわり広場は 2 年中止になっておりますけれども、畑の管理、駐車場の管理についてはどうなっているか、お願いいたします。

教育次長に 1 点であります。中津川運動公園であります、非常にグラウンドが草ねんぼうになっているのかなと思えますけれども、これらについてはどのように考えているか、お願いいたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

それでは、ニュー・グリーンピア津南の関係でございます。現在、ニュー・グリーンピア津南の関係は、消雪パイプについては3本中2本で対応してございますし、現在の3本のうち夏場も残った2本で対応してございまして、飲料水については、今のところ夏場は特に問題はございませんでした。ただ、今回のものを修繕しないと、冬場の消雪パイプに影響があるということで、飲料水と兼用なのですけれども、修繕をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

ひまわり広場についてなのですけれども、畑につきましては、現在、別の農業法人が栽培をさせていただいているところでございます。そして、ひまわり広場の駐車場及び周辺の部分につきましては、役場職員等がこの夏、二、三回草刈りをさせていただいております。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

中津川運動公園の管理についてのお尋ねということでございます。中津川運動公園につきましては、特定非営利活動法人 Tap のほうに管理を委託してございます。こちらのほうで草の状況等々を見ながら、グラウンドの草等々も見ながら、管理をさせていただいておりますと認識してございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

総務課長にもう一度、お願いいたします。ニュー・グリーンピア津南でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染対策のなかで、非常に厳しい現状ではないかと私は思っております。冬場の駐車場ということですが、非常に穴ぼこになっているような所もあるわけです。また、白線も引いておりません。体育館の屋根等を見れば、非常にさびておるわけでありまして、そういった所についても心配りをさせていただきたい。なお、この1,067万円が無駄にならないようなかたちでもって支援というものをしっかりといただければ有り難いと思っております。お願いをいたします。

教育次長であります。Tapということですが、今、注目を集めておりますので、感染のないように十分配慮をして、我々もまたできるだけの協力はしたいと思っておりますので、

よろしくお願いたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

3点ほど質疑します。

補正予算第7号の12ページの予防接種健康被害調査委員会負担金というのが出ておりますけれども、どこで、どのようなメンバーで、これが開催されるのかということをお教えください。

その下の農業費の所で、情報推進環境整備計画策定委託料というのがございます。私が聞き逃したのかもしれませんが、どこに委託するのか、内容を教えてください。

それから、介護保険特別会計補正予算の中でも、6ページで総務管理費で制度改正システム改修委託料増というのがありますけれども、この内容も聞き漏らしたのかもしれませんが、説明をお願いします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

まず、1点目の一般会計での12ページ、予防接種健康被害調査委員会の負担金の関係です。これにつきましては、十日町市と共同で設置をさせていただくものです。健康被害があったようなときに、最終的には国に申請を上げるのですけれども、その前段として、市町村でこういった健康被害調査委員会というものを持つことになっております。私ども、小さな自治体ですので、十日町市と一緒にこの委員会を設置させていただきます。委員のメンバーとしては、医師、保健所、私どもということで、中に入るようなかたちになっております。現時点、まだ開催ということにはなっていないのですが、そういった部分の、もし起きたときに予算を計上させていただくものということで、今回上げさせていただいたものです。

それから、介護保険特別会計のほうのシステム改修ですけれども、これは介護保険制度が改正された細かな点についてのシステム改修ということになっております。基幹系のシステムと言って、町は、主に住民基本台帳のシステムをはじめとした機関係のシステムというのを長野県にある「株式会社電算」という所に委託しております。介護保険の被保険者の情報をはじめとしたシステムの関係性を全てここへ委託しておりますので、そこでのシステム改修の対応の分の補正ということになっております。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

ありがとうございます。情報通信の関係でございます。委託先については、この補正予算を採択いただいた後にやりたいと思っておりますので、まだ決定はしておりません。特に、この部分については、非常に細かい調査を、地形とか電波がどこまで飛ぶかとか、そういういったものを含めて、あと、ニーズ調査等々もやりますので、こういったかたちで。主に通信業者さんになるかと思いますが、そういった所と契約する予定になっております。よろしくをお願いします。

議長（吉野 徹）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

二、三点、お願いします。

まずは、農村環境整備で農道改修と言いましたか。どんな改修で、どちらでやるのか、教えてください。

それから、観光費で雪国観光圏の事業の負担金なのですけれども、ホームページについては、インバウンドにも対応するというので外国語も入れる。それから、コンテンツ開発ということなのですけれども、そのコンテンツ開発については、内容的にどんなことをやってもらって期待しているのか、お伺いしたいと思います。

関連して、分かりませんので、雪国観光圏の一般的に負担金なのですけれども、参加市町村でどのようなかたちで負担をしていったのか、お伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、感染症の地方創生臨時交付金なのですけれども、これに関連して、例えば、町が予防接種を行ったかたに証明書を発行するというような利用の方法というのは、地方創生臨時交付金の中の使途として使えるというような、最初に交付金の使途とかそういったものの資料をもらったのですけれども、それを今持っていませんので、そういったことをするとすると、それにも使えるということによろしいのでしょうか。

その3点について、お伺いします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

農村環境整備事業につきましてでございます。私の説明が不足していて悪かったと思います。足滝集落の中にある道路でございます。説明でも申し上げましたけれども、農業用のパイプライン、結構太いものが破損して、そこから大量の水が漏れて、道路なりそういったものを削った。また、舗装も痛めたということで、その部分を修繕するということで対応させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、雪国観光圏のコンテンツ開発の内容につきましては、津南町でしか味わえないような体験型メニューの開発ということで、これからの季節になりますと、どうしても雪を中心にしたスノーシューハイクですとか、そういったものになろうかと考えられます。晩秋で間に合うようであれば、森の中を歩くようなものも作ればということで、今、どんなものができるかということは津南未来会議等で検討しているというかたちになります。

それから、負担金の算出方法なのですが、現在、通常年に町のほうから雪国観光圏に納めているのが25万9,000円になります。こちらのほうは、当初予算にも載っている数字です。こちらの細かい算定方法は、すみませんが下に行かないと分からないのですが、人口、観光客数、均等割り等を基に算定しています。湯沢町さんですとかがかなり大きな負担金を支払っていただいているという状況になっています。

以上です。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

ワクチンの証明書の関係ですけれども、具体的な用途としては多分挙げられてはいなかったと思いますが、趣旨とすれば対象になり得るものかなと。これは、国のほうに確認してみなければ分かりませんが、ただ、私どもとすれば、現在、国のほうで、今まではこの証明書につきましては海外へ渡航するためのものとして位置づけられていましたけれども、それ以外、経済活動のほうで活用していきたいというような趣旨のものが報道で流れているところがございますので、その辺がどうなるかというところを町としては注視して、それが来るようであれば、そちらで対応させていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

まず、福祉保健課の10ページの社会福祉施設の補助金増について、この内訳をお聞きします。

それから、商工観光の商店街のまちなかオープンスペースの委託料の件ですが、300万円というのは相当の規模であるということを私は考えております。

まず1点目は、最近、商店街のかたがたへ説明をしたということでありまして、実際、商店街のかたがたには簡単な説明だったらしくて、十分理解できないというお話をされておりますが、実際に今後、十分説明会をするのかしないのか。

それから、委託先の選定については、どのようにするのか。それから、委託をするわけですから、設計の内容、要するにどういうふうなものを中心にするのだという設計の概要ですね。それをどのような設計概要にするのか。飲食をさせるというお話もありますけれ

ども、実際、どうかたちで主に展開するのか。その集客と言いましょうか、それを利用するかたがたは、この前、石田議員がおっしゃっていた高校生の休憩所にすれば良いというお話もありましたけれども、昼間は商店街に歩く人は誰もおりません。二、三人しかおりませんが、どうかたちでこれを。ターゲットを誰に絞っていくのかということ。

そして、最後に教育委員会の簡易的な新型コロナウイルス感染症の検査キットの購入ですが、一つ6,000円だそうでございますけれども、6,000円だと精度が相当低いのではないかと私は思うわけです。いろいろ調べた結果です。キットを使うならば、早々に津南病院に行ったほうがよっぽど利口ではないかなと私は思っておりますが、キットを購入するいきさつは何があったのか。

何点かありますけれども、お願いします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

750万円の内訳ということでよろしいでしょうか。750万円につきましては、国のほうの補助、それから県の補助というのがあります。財源の内訳としては、国が2分の1補助、県が4分の1補助ということになっております。合わせて4分の3の補助ということになっておりますけれども、これにつきまして、上限がございます。対象経費は1,000万円までという上限がございます。今回、これは1,000万円を超えているものでしたので、上限1,000万円の4分の3を掛けた750万円が国・県から補助されるものということになっていたところだったのですが、これが今回、対象外となったということで、ここの分をそっくり町が持ちたいということです。補助率としては、引き続き4分の3で変わりがないということになっております。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まちなかオープンスペースにつきまして、御説明させていただきます。まず、商店街のかたがたに十分理解されていないのではないかとこのところについては、大変申し訳ございません。今後、進捗を合わせまして、適宜理解促進に努めたいと考えております。

委託先の選定なのですけれども、現在、考えていますのが町の統一的なデザインみたいなところもある程度出したところで、商店街のにぎやかしのものがないかと考えております。簡易なものになろうかと思っておりますけれども、そういったなかで、今後、観光地域づくり法人等も絡んでくる話なので、今、委託については「㈱N37」さん、フジノケンさんの所を想定しています。これは、町のデザイン的な部分にも係ることなのですけれども、その下にこういった皆さんが集まって交流するような施設運営に詳しい東京の建築家のかた、地元の若手の建築士のかた、2名を組んで、設計チームを組んでいただいて、そのかたがたに委託をお願いできないかと考えております。そのなかで、施設の概要ということで、

集客とかをどうしていくのだというところの御質疑があったわけですが、これは津南未来会議のメンバー等を中心とした住民のかたがたのワーキングチームの中で、実際にどんな機能、例えば、子育てのお母さんたちが集えるようなものが欲しいとか、地域づくり団体が話合いができるような場所が欲しいとか、テレワークの需要がどこまであるか分かりませんが、テレワークで人々がそこで仕事をできるような Wi-Fi が飛んでいるような環境が欲しいとか、中等教育学校の子どもたちもそうなのですが、そこにどういった機能を盛り込むかというのは、設計チームのほうで要望を聞いたものをとりあえず第一案としてたたき台を今作っていただいているところでございます。このたたき台ができました段階で、こんな感じで進めていきたいということで、また商店街をはじめメンバーからも意見を聞きながら、具体的な設計案にもっていきたいと考えております。もちろん、昼間の間はお年寄りのかたも入りやすいようなかたちでバス待ちのかたがたが寄れるような雰囲気等も設計の中には入れていきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

検査キットに関わる御質疑でございます。一つ 6,000 円の精度の関係でございます。こちらにつきましては、県・国から、県も先般、各学校には 1 校当たり 10 本送付をしてきてございます。そういったなかで、国のほうも動き出してございます。このキットなのですが、一応、国や県に準じたようなキットということのなかで、こちらは厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものだということでお聞きしてございます。こういったキットを購入させていただければと思っております。議員おっしゃるとおり、やはりこのキットの前に当然のことながら、子どもも既に各小中学校等にはお願いしてございますが、体調が悪い、あるいは風邪の症状がある、熱があるといった場合には、これはもう第一義的には医療機関に受診してもらうということが大前提でございます。そのなかで、どうしてもまだ医療機関に受診できないという補完的な意味で、このキットを置かせていただければと思っております。

以上となります。

議長（吉野 徹）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

商店街のまちなかオープンスペースの説明を受けたのですが、実際は、あの所を会議室だとかテレワークの仕事場に使うということは、こう言うのは失礼ですが、十日町市も私は見に行ったのですが、子どもたちが勉強したりいろいろしていると、子育てのお母さんがたとか、そういったかたがたは、入っていくような姿勢が見られません。要するに、うるさいよと。私も文化センターに行った時に「子どもたちが勉強していると、やはりうるさいよ。」と言われました。やはり会議室とか、子育てのかたがた、両方を満足

させるなんてとても無理ですよ。ですから、ターゲットを絞り込むとか、どうするのか。ましてや、あそこを使うのならば夕方ですよ。夕方だったら、中等教育学校生は、あそこで勉強をし始めますよ。それから、夜になると、一杯飲んだかたがたが行く。行くなど言たって、高校生は嫌ですよ。そういう現実的に、バス待ちの人をターゲットにするのだとか。良い言葉は使わないでください。現実論で考えていただきたいと思います。私は思うのです。実際は、駐車場もあるにはあるけれども、そんなのは、あそこに車を置いて歩いていってなんていうことはありません。会議室だったら、どこでも会議室があるではないですか。文化センターもあるし、子育てだったら、ちゃんと文化センターが側にあるではないですか。なんでこんなお金を使うのですか。使うのなら、もうちょっと考えてお金を使ってください。まして、待合所であれば、そんなにお金なんて使わなくて十分ですよ。もうちょっと商店街のかたがたと十分相談したうえですべきです。もう造ること一辺倒で考えているなんていうのはとんでもないですよ。では、一応意見だけは差し上げますので、回答はいりません。まちなかオープンスペースを考えるのなら、もうちょっとまじめに考えてください。よろしく申し上げます。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

では、3点ほどお聞きします。

1点目は建設課なのですが、住宅改修の補助金が増額されています。利用者が大変多いということで有り難いと思っています。この申請の条件で、確か75歳以上でしたか、70歳以上でしたか。—（建設課長「70歳以上です。」の声あり。）— 70歳以上の世帯であれば利用できるのですよね。70歳以上の世帯が住宅改修をしたいと申請をすれば、可能なことなのだと思うのですけれど、70歳以上で申請して町側が建設課のほうでお断りするようなケースがあったのでしょうか。住民からも聞きましたので、そこを伺います。

それから、新型コロナウイルス感染症関係ですが、抗原検査キットを小学校、保育園、中学校も配置するということです。症状があればもちろん病院に受診しますが、もし、無症状で抗原検査が陽性になった場合、陽性者がもし出た場合は、その対応をどうするかお聞きします。

それから、もう一つ。今朝、控室のほうで、新規に2人感染者が出たということで町長から報告がありました。なぜ控室でしたのか。今日、こういう議会があるのに。—（津端議員「それは質疑じゃない。」の声あり。）— いや、新型コロナウイルス感染症に関係しますから。住民が知りたがっていることをきちんと議会で話すべきではないですか。

その三つです。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

住宅改修補助金のことです。住宅改修補助金は、過去に補助を受けていないかたであれば住宅改修補助金を申請できます。住宅改修補助金は、対象工事の 20%、10 万円を限度としておりまして、高齢者世帯においてはプラス 10 万円ということになっております。あとは子育て世帯、15 歳以下のお子さんがある家庭でもプラス 10 万円上乗せされる。住宅改修補助金は、このようなこととなっております。

そして、申請を出したのだけれど、ちょっと待ってくれと言われたことがあるかということなのですけれど、これはやっぱり毎年予算がございます。予算が満額になりましたら、「もう今年は申し訳ありません。終了します。」というふうにお話はさせていただいております。

議長（吉野 徹）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。抗原キットの使用のことですけれども、前回の全員協議会でもお示ししましたように、基本的には症状が出た場合で病院にすぐ行けないかたに対して教職員が。あるいは、子どもの場合には、今のところ県・国のほうは小学校 4 年生以上となっているのですけれども、このキットを使うに当たっては、原則症状が出た場合に使うということになっていきますので、症状が出ない場合には気安く使わないと今考えております。キットを使って陽性反応、あるいは陰性反応であったとしても、病院のほうには照会しなければいけない状況になると思いますので、そのことについて、教育委員会と病院関係、学校と病院関係で、抗原検査を受けますということを事前に伝えておきながら、もし、その結果が出たときに早急に対応できるような連携のところは取っておかなければいけないということになっていると思います。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

町民の皆様には、発生した事実を 10 日に既に広報無線、あるいは防災メール等で説明をさせていただいたところがございます。それらに重ねてのお話ということになりますので、同様の内容ということになったのですけれども、貴重なお時間を頂くなかで、今回は議会の始まる前にということで、同じ内容を説明させていただいているところがございます。

議長（吉野 徹）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

住宅改修のほうですが、今回、また 300 万円補正で出ているわけです。断る理由がどう

いうふうな理由で断られたかというのははっきりしませんけれど、本当に困って、家の階段の手すりを付けたいとって申し込んだらしいのです。私の聞いたところでは。手すりなんかも対象にはなると思うのですが、介護保険の認定を受けていれば福祉保健課のほうでそういう対応はできると思うのですが、そのかたは、まだ介護保険の対象ではない。歳はもう 80 歳以上の世帯だとして、そういうかたが申請に行った場合に「若手がいるからだめですよ。」みたいな話があって、それで申請できなかったという声を聞きましたので、そこはどうか、お聞きします。

それから、抗原検査のほうはお話を聞いて分かりました。本当に症状があって初めて抗原検査を受けるわけなのですが、その結果によって医療機関を受診するという、そういうルートというか、そういうものはしっかり作っていただきたいと思えますし、どういう場所で検査をするのか、もし陽性がある場合、広い所で、どういう場所で検査をするのかということもありますので、その辺は感染対策をしっかりともちろんされるように思いますけれど、注意していただきたいと思えます。

それから、最後の説明ですが、広報無線やネットでも確かに知らせる場面はありました。でも、住民のかたは知らないのですよね。そういうネットを見ることもないし、見ないかたもいるし、広報無線を聞かなかったというかたもいる。住民に対して、そういう広報はしているということで、それはそれでよろしいのです。ただ、今回、議会に対して、控室でやるということ自体がどうかかなど。私はあの場でも言いましたけれど、町として指導管理の責任があるのではないかという話もしました。これは補正に関係ないとかということではなくて、新型コロナウイルス感染症対策として、しっかりこれについてはお答えしただきたいのですが、なんでこの議場で説明をしなかったのか、もう一度、お願いします。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の新型コロナウイルス感染症の発生のことは、議会案件ではございませんでしたので、控室のほうでさせていただきます。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

住宅改修補助金についてでございます。若手がいるから申請はできないということは要綱上ありませんで、申請ができない場合というのは、先ほども申しましたが、予算がもう出て満額使って、もう今年は予算が終了しましたという場合と、既に過去に住宅改修をして補助金をもらっているかたが補助金の対象外になりますので、またそれについては詳しく分かったら教えていただければと思います。

議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

住宅改修のほうは分かりましたけれど、もう一度私も確認をいたしますし、町の建設課のほうも、しっかりその辺は説明をして納得していただくように、高齢者のかたですので、しっかり説明はしていただきたいと思います。申込みも終わったのかもしれませんが、その方がどういう時期に行ったのか分かりませんが、その辺もしっかり調べて、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回の対応ですけれど、この場で報告ができないのであれば、この補正予算の審議が終わってからも良いですので、この場でもう一度、お願ひします。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

福祉保健課長に 1 点、それから、建設課長、総務課長に同様案件で 1 件ずつお願ひします。

福祉保健課長には、後期高齢者医療特別会計の補正予算です。この中の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金というのが 190 万円ほど上がっていますけれども、これは補正予算なのですが、降って湧いたような納付せよという話だったのでしょうか。当初予算に盛り込めないような。それが 1 点です。

それから、総務課長と建設課長は、特に建設課長の農業集落排水事業特別会計とか簡易水道特別会計です。修繕費という多額な金額で 900 万円とか 700 万円とか上がっていますけれども、これは雷が落ちて壊れたと、こういうものは天災ですからしょうがないとして、それ以外は、一般的にはこういう所は予防保全とあって、壊れそうだったら当初予算を計上してやるのが普通なのですけれども、あえてこういうふうな多額な金額を補正で上げてきているというのは。先ほど説明がありましたけれども、「繰越金が決まったので補正予算を上げました。」ということをおっしゃっていて、我々からすると、当初予算に上げないで抑えて抑えて、繰越金が来たらそら上げろというようなやり方をしているのかなと、私みたいな素人を見ると、そういうふうな感覚を受けるのです。補正はあくまでも突発的な事故とか、そういうもので修理が必要だというものが本来の筋かなと思いますけれど、その辺がどういうふうになっているのか聞かせてください。

それから、総務課長も同じく、修理費増ということで、文書広報費の中、財産管理費の中、交通安全対策の中で、軒並みにこの 3 件は修理費増になっていますけれど、これは为什么呢。事務事業の中で修理費増という、パソコンでも壊れて直すということなのかどうか。この辺ももう少し詳しく教えてください。

以上です。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

後期高齢者医療特別会計の関係ですけれども、後期高齢者医療特別会計は、被保険者の皆様から頂いた保険料を歳入に入れまして、それを集めた後に歳出で広域連合のほうに保険料を納めるといふ、そういう特別会計になっています。通常、保険料を頂いたものを約1か月ごとにまとめて広域連合のほうに納めているところです。どうしても保険料は、滞納や繰越金を含めると、ずっと年間通じて納付があるところです。そういったところがあって、通常、3月31日をもって町の会計分を一度示させていただいて、その3月31日まで幾ら入ったかというものを、その当該年度のものとして広域連合に一度、その年度の分の清算分ですよということで納めさせていただきます。その後、町は会計閉鎖の5月31日までの約2か月間がございます。その間にも保険料が入ってくるわけですけれども、その会計閉鎖期間に町の会計の中に入ってきた2か月間分の保険料を翌年度、町の会計で繰り越した後に広域連合のほうに納付させていただくというものでございます。今回、町の会計の中で2か月分の歳入で繰り越してしまった金額が約189万8,000円ございましたので、その金額を町の会計で繰り越した後に、広域連合の納めさせていただくもの、前の年度のものだということで納めさせていただくものが189万8,000円あるということになっております。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

修繕費についてでございます。この補正の修繕費につきましては、もちろん緊急的に起こってしまったことで修繕費を上げさせてもらっております。毎年、点検をしております。その施設で、これはそろそろ故障しそうなので交換をしたいとか、そういうふうなものにつきましては、もちろん当初予算に上げさせてもらっていますが、今回の場合でも緊急的に、毎月の点検の時に緊急的に起こってしまったということでございまして、業者にもヒアリングしたところ、やっぱりもうすぐにでも交換したほうが良いと言われましたので、補正で上げさせてもらっております。

そして、財源についてなのですが、補正は緊急的なものを上げさせてもらっていますが、その緊急的な補正の財源に繰越金を使わせていただいているということで、繰越金が出たので修繕をするということではありません。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

総務課関係の修繕費でございます。この文書広報費、財産管理費、交通安全対策費に関

しましては、いずれも国道 405 号の道路改良に関するものでございまして、この当初予算を作る時にはまだ県からの内容も来ていなかったもので、今年度動くなかで、事業費の見積り等が決まって、今回、補正予算計上させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

建設課長と福祉保健課長は分かりましたけれども、国道 405 号の関係で補正で修理を上げた。国道 405 号の関係で何を修理しようとしているのですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

すみません。説明が足りなくて申し訳ありません。この文書広報費のほうなのですが、見倉清水川原地内に秋山郷のネットワークの関係の電柱が立っておりまして、国道改良によって、それを移設しなければいけない、その工事費でございます。

後、財産管理費につきましては、同じく見倉清水川原地内にテレビの協調ケーブルの施設がございまして、それをまた道路改良で動かさなければいけないこと。

あと、交通安全対策費につきましては、中等教育学校前にカーブミラーがあるのですが、そこも歩道改良に伴って移設しなければいけないということで決まったものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

これは、国道 405 号の改良の費用に入っていないくて、町で負担せよということなのでしょうか。これで終わりますけれど。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

この分につきましては、歳入で県からの負担金ということで、物件補償費ということで同じ金額が上がってございますので、県からの補償を頂いた数字で移転させていただいております。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

福祉保健課長にお伺いします。10ページの民生費の障害者福祉費、これの扶助費なのですが、910万円補正になっています。重度訪問介護給付費増とあるのですが、重度訪問介護のサービスの該当者は、私の認識だとそう多くないように思っているのですが、補正額で910万円というのはかなりだと思うのです。これの利用人数等を教えていただければと思います。

それから、介護保険特別会計のほうで、償還金587万円ということですが、地域支援事業等々の実績がきっと少なかったということなのだと思うのですが、やはりこの少なかったというのはコロナ禍というのが最大の原因なのでしょうか。確かめさせてください。

それから、もう1点、農林振興課長にお伺いします。この農地費で、先ほど小木曾議員が質疑した件なのですが、農損環境整備事業補助金、足滝のパイプラインと御説明をいただきました。足滝のパイプラインについては、私もこの資金をどう捻出するかということで苦慮しているということを小耳に挟んでいたのですけれども、この総事業費が幾らかだけ教えてください。

以上です。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

ありがとうございます。足滝の総事業費なのですけれども、我々のほうで今聞いているのが700万円です。ちなみに、パイプラインではなくて、パイプラインが壊れて、そこから水が出て農道が壊れたので、そっちを直すということです。パイプラインをこの事業で直すのではなくて、パイプラインが壊れて水が溢れ出て道路が削られたりめくれたりしたということで、そこを直すということです。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

まず、一般会計での重度訪問介護費の給付費のほうです。これは1名です。引き続き1名なのですけれども、非常に障害の程度が重くなってきておきまして、サービスの事業量を相当程度増やさなければ、これが成りゆかないというような状況になってこられたということで、重度訪問介護費が非常に給付費として単位の高い金額が設定されておきまして、実際にそのかたの状況を見ますと、そういったサービスを提供することが適当であろうということで今回判断をさせていただいたものでございます。

それから、介護保険特別会計の清算金があるけれども、というところになります。議員

のお話のとおり、一部、私どもは確かに地域支援事業でできない事業がございましたので、そういった部分もあるのですけれども、その他の通常の給付費等も含めたトータルでの返還額がこういう金額ということになっております。例年そうなのですけれども、通常、介護保険特別会計は非常に繰越額が多いのです。国が割当てで先にお金をどんと寄こしてしまうような性格があるものですから、そういった意味での給付費での返還額のほうがより大きな数字として出ているところでございます。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

理解しました。ただ、この扶助費、やっぱり予算を組む段階ではその辺が想定できなくて、その半年か何かの間で急激にと理解してよいのですね。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

今、御質疑のとおりでございます。

議長（吉野 徹）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

4点ほどお願いいたします。

ほぼ確認なのですけれども、まず、11ページの認可保育所費の機器等賃借料。年間26万4,000円かと思うのですけれども、この機器が幾らくらいの機器なのか分かりませんが、100万円くらいの食器洗い機だとしても、約4年も使えば元が取れるような賃借料の設定かと思うのです。これは、幾らくらいの機器で何年くらい使うのかという部分を教えてください。

そして、13ページ、観光費のほうなのですけれども、村山議員のおっしゃることももちろんなのですけれども、私としては、町に少しでもにぎわいがあればある程度あるかなと思います。第1回目の議事録を読ませていただきましたが、若干メルヘンチックな内容なので、もう少し村山議員の言った危惧する部分はしっかり詰めていく必要があると思います。今回、なぜこれを設計費で上げなくて計画委託料になっているのかという部分と、これはきっと恐らく設計費だとすると、次に入札につながるように用途変更のための構造計算等々の費用も発生してくるかと思いますが、積算費用もきっと恐らく入札前には必要かと思うのですけれども、それも含まれたかたちでの設計費としてなのでしょうか。

次に、雪国観光圏事業負担なのですが、先ほど滝沢議員がおっしゃっていたコンテンツの作成料、スノーシュー等々を使ったコンテンツを作成するのですけれども、この200万円

というのは、そのアイデアだけの 200 万円なのか、それとも、スノーシューを買ったりするための実質的な 200 万円なのか。

そして、13 ページ、信越トレイルとお名前が出たので、今年あたりコロナ禍で大分アウトドア需要が高まったと思うのですが、山道も結構きれいになったらしいので、どのくらい入込み客があったのかというのが分かれば教えてください。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

ありがとうございます。

まず、まちなかオープンスペースの内容につきましては、村山議員もおっしゃっていたとおり、静かな施設にするのか、それともにぎやかな施設にするのかによって、内容が大分違います。第1回のワークショップの中でも様々な要望があって、これに対する住民のかたがたの期待度というのは結構高いのだろうと我々は感じているところであります。恐らく一つの施設の中に全ての機能を盛り込むことはまず不可能で、そもそもにぎやかな施設にするのか、それとも静かな勉強できる環境にするのかというところからして、恐らくかなり厳しいだろうと思っていますので、そこはとりあえず人が集まるような施設を商店街に持ってくる第一弾として、現在、考えております。今後、その状況を見て、新たな展開というものも考えていければと考えております。そして、この設計費の中には、当然そういった積算まで、来年度になるわけですが、当初予算にこのくらいの事業費で開示をしたいというものを出示していただくということを考えております。

それから、雪国観光圏の事業費についてなのですが、コンテンツ開発の中で、もちろんそういった機器類を必要な備品等を買うことも想定してはいますが、主にはモニターツアー等の体験料とかを考えておりますし、あとは広告宣伝等もしていかなければならないと考えております。

それから、信越トレイルの入込み客数なのですが、すみません、今は手持ちの資料がないので、また後で説明させていただきます。おっしゃるとおり、登山客ですとかトレイラーについては増えているという話は聞いておりますけれども、具体的な数値については、また後日、お願いします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

食洗機に関わる場所のお尋ねということでございます。確かに議員おっしゃるとおり購入をすれば、正式な数字は覚えていないのですが、110 万円とか 120 万円とか掛かるということでございました。それを購入するのが良いのかどうか、あるいはレンタルするのが良いのか、教育委員会内でもいろいろ検討したのですが、今回、また2年後には3園統合ということもありますので、そういったところも踏まえて購入をしなければならない。

そうすると、今ある人数よりも更に大きな人数のものをまた買わなければいけないというようなことも考えられますので、今回はレンタルということにさせていただきました。あと、何年もつかというのは、今の食洗機は、ひまわり保育園ができてからずっと今まで使っていたものが初めて壊れたということはお聞きしているのですが、それはきっと議員のほうがお詳しいのでしょうし、使い勝手にもよるのでしょうけれども、15年とか20年とかは。そういうことで予定はさせていただきます。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

農林振興課長に1点だけお聞きしたいのですが、8ページの中山間地関係です。これを見ますと、対象の面積が増えて、あるいは積極的に加算を取るような所が増えたということで歳入になっているわけですがけれども、実際に今これを見ると、いわゆる耕作放棄地が増えているというふうには捉えられないと思うのです。その点については、どんなふうになら今推移しているのか分かりましたら、お願いします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

数字的には今持っていないのですが、基本的には、この制度を使って比較的維持されているのだらうと思っています。ただし、この直払いの5期対策に入ったときに、やはり集落の協定によっては面積を落とした所、維持した所、いろいろあるかと思います。比較的維持してがんばっている所もありますが、数字が落ちている所については、やはりもう作れないのだらうということで、集落の皆さんが諦めた部分があるのかなと思っています。我々としては、今の作付面積を維持していきたいと考えておりますが、少しずつ右肩下がりになっているのは現実かなと思っています。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

今、詳しい資料を多分お持ちでないのですが、もしあったら後でも良いのですが、実際に全部が全部作ってなくても、例えば、草刈りをして一応対象となるような状況を維持していく、そういうものもかなり増えてきているのではないかと私は思うのですがけれども、現状は田んぼに復帰できるというようなことであれば、作ってなくてもずっと対象面積としてカウントされているのでしょうか。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

年1回、我々もほ場を確認させていただいております。比較的この辺が荒れ始めているよという所を見させてもらっておりますが、基本的には、すぐ復帰できるような所については認めさせていただいております。簡単に言うと、大きい木が生えているとか、そういった所については、これはもうだめですねということで部分的にはお断りしている事例もございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第47号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第47号について採決いたします。

議案第47号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第48号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第48号について採決いたします。

議案第48号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第49号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第49号について採決いたします。

議案第49号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第50号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第50号について採決いたします。

議案第50号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 51 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 51 号について採決いたします。

議案第 51 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 15

認定第 1 号 令和 2 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 16

認定第 2 号 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 17

認定第 3 号 令和 2 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 18

認定第 4 号 令和 2 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 19

認定第 5 号 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 20

認定第 6 号 令和 2 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 21

認定第 7 号 令和 2 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 日 程 第 22

認定第 8 号 令和 2 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（吉野 徹）

認定第 1 号から認定第 8 号についてまで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 2 年度決算の認定について、認定第 1 号から認定第 8 号まで一括して御説明を申し上げます。

令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に大きな影響を受けた1年となりました。日本国内で感染が広がり、史上初となる緊急事態宣言が全国に発出されました。緊急事態宣言は、一度解除されましたが、その後、首都圏を中心とした感染拡大地域で再び発出されました。東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期となり、全国で各種行事やイベントが中止となりました。施設の利用停止、移動制限や会食の自粛などにより社会経済活動に大きな影響を与えました。町でも新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、感染症対策、経済対策などを協議、実施してまいりました。できるだけ町民の皆様が不安や孤独を感じないように努めました。町の行事につきましては、感染拡大防止のため、成人式を延期し、敬老式、ひまわり広場、津南まつり、つなん雪まつり、国内・国際交流事業などを中止しました。町内の経済活動においては、特に飲食店、宿泊業、観光産業などが移動制限や大人数の会食の自粛などの影響で大きな打撃を被りました。

一方、津南中学校の男子駅伝チームが新潟県中学校駅伝競走大会で2年連続7回目の優勝を果たし、女子駅伝チームも3位となりました。残念ながら全国大会は中止となりましたが、町民にとっても誇りの持てる明るいニュースとなりました。

さて、町長就任から3年が経過しました。町行政組織の機構改革を行い、地域振興課を農林振興課と観光地域づくり課に再編し、産業面の体制を強化いたしました。

県の県立高校再編整備計画で示された津南中等教育学校の在り方について、町独自の支援策を企画し、近隣自治体との連携を進めております。町民の皆様と協働の町づくりを実施するため、調整の情報を地域に出向いてお話し、直接御意見などを伺う「町長と語る会」を町内6か所で開催させていただきました。皆様からいただいた御意見、御提言を今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。これからも町政のかじ取りをしっかりと担っていきますので、引き続き議員各位、町民の皆様のお指導、御協力をお願い申し上げ、ここに令和2年度の決算の概要について報告をいたします。

一般会計の歳入につきましては、個人住民税は微増でしたが、国の大臣配分の減による固定資産税の減少や入湯税の減少により、町税の収入済額は10億7627万円であり、対前年度比0.8%の減という状況でありました。主な内訳といたしましては、町民税では、個人納税義務者は減少しておりますが、コメの収量の増や営業所得の増により、個人住民税は微増となりましたが、法人住民税は10月からの法人税率変更により減少し、住民税全体としては1.2%の減となりました。固定資産税では、国の大臣配分の減少により0.4%の減でした。軽自動車税では、令和元年からの税率の変更により2.3%の増となりました。町たばこ税は、消費本数が減少しておりますが、増税により1.3%の増となり、入湯税は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による施設の休館や入込客数の減少により前年度比67.1%の減となっております。

令和2年度の主な事業の成果について申し上げます。

総務課関係では、ふるさと納税について過去最高となる1億7,297万500円の御寄附を頂きました。町の取組の浸透が一步一步進んでいることとコロナ禍での巣ごもり需要も追い風となったものと思われま。地球温暖化や気候変動、災害の多発、少子高齢化の進行、地方創生の推進、高度情報通信技術の発達など、様々な課題に的確かつ柔軟に対応し、限られた財源の中で効率的及び戦略的に行政運営を進めていくため、第6次津南町総合振

興計画及び第2期津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。地域の活性化に必要な施策の推進や住民の生活支援、地域ブランドのPRなどを行う地域おこし協力隊員を新たに3名設置しました。うち1名は、ミッション型協力隊員として町の魅力を動画で情報発信しております。新型コロナウイルス感染症対策として、町内事業店を支援し、町内の消費を喚起するため、プレミアム付共通商品券事業を2回実施いたしました。集落、自治会の自主防災活動経費や感染症対策の資機材の整備に対して助成を行いました。コロナ禍における避難所経営に必要な間仕切り、簡易ベッド、スポットクーラーなどを整備いたしました。防災力の強化として、十日町地域広域事務組合と連携し、防火水槽の設置、小型動力ポンプの更新、消防団の装備充実を図りました。頻発する自然災害に備え、避難所の在り方、運営方法に関する講演会とワークショップを開催いたしました。

次に、福祉保健課関係では、まず、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度から開始している新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保のための準備を進めました。このほかに、高齢者施設等への新規入所に対するPCR検査や発熱者対策として高齢者インフルエンザワクチンの無償化を行う一方、敬老式、健康まつりは中止しました。また、新型コロナウイルス感染症で様々な影響を受け負担が増えているかたに対し、子育て世帯への特別給付金、ひとり親家庭生活支援給付金、在宅介護者特別支援手当、重度心身障害者特別見舞金、新生児特別定額給付金等の支給を行うとともに新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となったかたに対し国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を行いました。感染症対策施設整備としては、クアハウス津南に換気設備の設置などの整備を行いました。新型コロナウイルス感染症以外としましては、社会福祉関係として、地域社会を取り巻く環境が変化するなか福祉ニーズの多様化・複雑化に対し、様々な主体と連携しながら、子ども、高齢者、障害をお持ちのかたなど、全ての町民の暮らしと生きがいを地域と共に支え作っていく地域共生社会の実現に向けて施策を進めてきました。障害福祉では、障害を持つかたが自立と社会参加を実現できるよう、相談支援や地域生活支援など、福祉事業者や関係団体等との連携を強化するとともに、必要とされるサービスを的確に把握しながら、サービス提供体制の充実に努めました。高齢者対策では、できる限り住み慣れた地域や自宅で住み続けられるよう、緊急通報装置の設置による安否確認や食事の提供サービスによる生活支援など、各種サービスの提供を引き続き実施するとともに、地域の住民活動やボランティア活動を支援するなど、住み慣れた地域で安心して生活できるように努めました。保健関係では、町民が健康で明るい日常生活を送れるよう健康づくりの啓発に努めるとともに、病気の早期発見・早期治療につなげるために健康診断や各種がん検診等を行うとともに、保健師による訪問活動を実施しました。子育て支援・少子化対策の関係では、新たに子どもの医療費助成において、令和2年10月から入院医療費の無償化を実施し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、妊産婦医療費・特定不妊治療費の助成や産婦及び乳児への産後ケアサービスへの助成を行うなど、子育て支援・少子化対策の充実に努めました。国民健康保険は、一般会計から赤字繰入について計画的な解消が求められており、激変緩和に配慮しつつ、令和2年度の保険料の引上げをさせていただきました。医療水準の低さを県への納付金に反映いただけるよう要望するなかで、引き続き安定的な財政運営に努めます。介護保険では、町民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現のため、介護予防事業や相談体制、町立

津南病院との連携など、切れ目のない包括的な支援体制づくりに努めるとともに第8期事業計画の策定を行いました。後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり運営を行っておりますが、広域連合と連携しながら安定的な運営に努めてまいりました。

次に、農林振興課関係では、町単事業として、近年の異常気象に強い米作りを推奨するため、水田への堆肥投入に対して助成する土作り事業を継続することにより、令和2年産米の一等米比率72%と県内トップクラスとなりました。また、全国的に販売環境が厳しいなかで、津南産米は、これまでの安定した品質・食味等により一定の評価をいただいております。園芸品目1億円産地育成に向け、キャベツ、ニンジン、アスパラガスを重点推進品目として推進し、キャベツについては作付が約10ha増加しました。農業近代化施設整備では、JAに対しては西部ライスセンターの増築・規模拡大を、新規設立法人等に対しては集出荷施設、トラクター、コンバイン、田植え機、無人ヘリコプター、野菜播種機、野菜定植機、キャベツ収穫機等の農業施設機械導入の支援を行いました。スマート農業の導入を加速させるため、県と連携し、国のスマート農業実証プロジェクトに取り組み、加工用キャベツ、雪下にんじんの作業の効率化と省力化に向けた実証を実施しております。キャベツの機械化一環体系に2法人が取り組み、雪下にんじんの機械収穫についても検討しております。町単独事業でもスマート農業加速化事業を実施し、スマート農業機械導入補助やドローンライセンス取得等を支援しました。ドローン15基、直進アシスト田植機1機、可変施肥田植機1機、ラジコン除草機1機、ドローンライセンス26人など、スマート農業機械の導入が加速しております。土地基盤整備では、国・県の補助事業を活用し、赤沢のため池の耐震改修や農村環境整備事業により農道5か所や水路13か所の整備を支援し、農道の安全確保や安定的な通水の確保を図ることができました。また、ほ場整備の推進のため、関係機関・団体によりほ場整備推進チームを発足させ、検討を開始しております。新型コロナウイルス感染症対策として、堆肥センターの機能強化、ICTを活用した輪作体系システムの検討、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等の事務支援ソフトの導入、スマート農業機械導入、ドローンライセンス取得等に対する支援をし、作業の効率化や作業者の接触機会削減を推進しました。また、農産物の直接販売など6次産業化に取り組み売上が極端に減少した農業者等に対し輸送費を支援し、事業継続を支援しました。影響が心配されたユリ切り花等に関しましては、農業者や関係団体等の取組により、影響は必要最小限となりました。この他、農業者、農業団体等に関して、感染防止対策の徹底と意識の啓発を推進しました。

観光地域づくり課関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店や観光関連施設での休業要請に対する協力金、雇用継続給付金の申請促進のための補助金、急激な資金繰り悪化に対応した利子補給、信用保証料支援、県内宿泊誘発事業、特別給付金給付事業、感染防止体質強靱化補助、雇用促進ビデオ撮影補助など、様々な商工・観光振興の支援策を展開しました。コロナ禍ではありましたが、幾つかの新しい取組に挑戦し、「ユリ農家×女将」「コメ農家×女将」など農業と観光業の連携に取り組みました。移住・定住施策では、SNSのLINE公式アカウント「つながる、つなん」を開設し、町出身者や移住希望者への町の情報を発信したほか、地域おこし協力隊員を採用しYouTubeで移住生活や観光の動画を製作・発信しました。また、庁舎内の若手を中心に全課横断的な移住・定住プロジェク

トチームを結成し、施策について話し合いを始めました。DMO 推進室では、観光業が町の地域経済にどの程度の影響があるかを見える化し、津南中等教育学校をテーマにした津南未来会議を開催しました。観光地域づくり法人 DMO の設立検討委員会を開催し、ウィズコロナ、ポストコロナ禍の観光地域づくりを加味し議論を続けております。

次に、建設課関係では、国県道事業として、国道 117 号灰雨改良整備事業は用地物件補償が進められ、令和 4 年度トンネル掘削工事の着手予定となり、国道 405 号の歩道整備事業は一部工事が完了し、用地物件補償が継続して進められております。国道 405 号の見玉から前倉間の拡幅改良工事、防雪工事、清水川原地内の災害防除工事が継続して進められており、主要地方道小千谷十日町津南線卯ノ木地内の改良工事が完了し、県道加用今新田津南停車場線赤沢地内の改良工事が進められ、県道結東上郷宮野原線加用地内、県道秋山郷森宮野原停車場線逆巻地内で用地物件補償が進められております。河川関係では、砂防事業で中津川床固工群、芦ヶ崎地内の石黒川砂防工事の継続、所平・大場地内で釜川上流第 3 号砂防堰堤工事用道路造成調査。河川改修事業では、信濃川河川整備の巻下、小島、押付地区ほかで測量、詳細設計、用地物件補償が進められております。町道改良関係では、継続 2 路線、新規 2 路線、舗装修繕 2 路線、防雪工事 1 路線、防災工事 1 路線と改良修繕工事 3 架を完了しました。防雪事業として、ロータリ除雪車の購入。住宅事業では、大船町営住宅の外構工事が完了しました。簡易水道事業では、大割野地内ほか 4 地区の水道本管布設替工事等を行い、下水道事業・農業集落排水事業では、管渠布設工事を 2 地区行い、住宅新築に伴う公共升設置工事を行いました。災害復旧関係では、農地農業用施設災害復旧工事 22 件、公共土木施設災害復旧工事は、補助・単独合わせ 7 件の復旧工事が完了しました。次に、教育委員会関係につきましては、子育て・教育全体では「育ネットつなん」を中心に様々な関係組織・団体と連携し、家庭における生活習慣、特にメディアコントロールの観点から令和 2 年度は児童生徒及び保護者のスマートフォンの取り扱いについて、地域保護者部会を中心に鋭意検討しました。保小の連携の取組といたしましては、子育て連携専門委員や臨床心理士の配置により、保育園・小学校の連携と支援児の切れ目ない養護と教育の連携を図りました。学校教育の人的環境整備の取組としまして、複式対応講師や学習支援員などの配置、不登校対策として、適応指導教室指導員や訪問相談員の継続配置、教職員の資質向上を目的に管理指導主事の継続配置を行いました。保育園関係では、子どもたちのより良い育ちの環境整備に向けて、ひまわり保育園増築棟の実設計を行いました。近年の猛暑や新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、北部保育園、こぼと保育園、上郷保育園、わかば保育園の各ホールにエアコンを設置したほか、わかば保育園未満児室や職員事務室にもエアコンを整備し、園児及び職員の安全・安心な子育て環境の改善に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、トイレ便器の洋式化及び手洗い蛇口の児童給水化なども推進しました。学校施設関係では、国が進める GIGA スクール構想の実現に向けて各小中学校の通信ネットワークを整備したほか児童生徒用端末や電子黒板等を設置し、小中学校における ICT 環境の整備に努めました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、トイレ便器の洋式化、自動水栓化、手洗い蛇口等の改修を行いました。社会教育関係のソフト面では、NPO 法人 Tap との協働のもと、スポーツ推進委員との連携を図り、各種講座や教室、スポーツ大会などを予定しましたが、コロナ禍の状況にあって中止や延期をせざるを得ないイベントなどもあり、例年より参加者は少ない状況となりました。

た。なお、町公共施設の新型コロナウイルス感染症対策として、町総合センターや町文化センターのエアコンの新設やトイレ便器の洋式化などに取り組みました。文化財関係では、旧中津小学校の埋蔵文化財センター建設に伴う校舎棟1階の改修工事を実施しました。令和7年度完成を目指して着実に整備してまいります。苗場山麓ジオパーク事業では、令和4年度の再認定に向け、住民参加型の活動を基本とし、子どもたちの教育活動やプロモーション活動の強化、ジオガイドの養成などジオパークライセンスのクオリティがより一層高まる取組を行いました。また、地方創生交付金を活用し、3年間のユニバーサルデザインによる整備事業として、見玉公園駐車場及び車椅子用道路舗装工事を実施いたしました。今後、再認定に向け、更に長野県栄村と連携を図ってまいります。

最後に病院事業会計では、新型コロナウイルス感染症対応として、院外に発熱等の診察や検査の可能な臨時診療体制を整備し、また、院内に緊急施設改修を行い、通常診療以外に発熱外来診療、電話診療等を実施して、安心して受診できる医療を提供しました。外来診療体制では、整形外科常勤医を週1回から2回の外来診療としたほか、患者数減により外来診療科の見直しを行い、収支改善に努めてまいりました。45床ある一般病床では、21床を地域包括ケア病床とし、在宅復帰支援を強化しました。医療スタッフの確保対策として、東京慈恵会医科大学から総合診療科医師の常勤医派遣を決定いただき、令和3年4月より1年間、津南病院の専門外来として総合診療内科を担っていただいております。引き続き招致活動に重きを置き、常勤医師の確保に努めます。さらに、大学病院等の研修協力病院として、また、昨年10月に認定を受けた日本糖尿病学会認定教育施設として、研修医や専攻医に学びの場を提供しながら医師から選ばれる病院を目指します。その他、各種加算の取得、施設基準の届け出に努めるとともに訪問診療、訪問看護ステーション、通所リハビリテーションの利用増により、前年度収支差額の圧縮につなげております。病院収支について、令和2年度の病院事業会計決算では、一般会計補助金3億6,325万6,000円で前年度比マイナス1億605万6,000円となり、うち病院運営費を3億3,630万円とし、794万7,000円の黒字決算といたしました。今後も津南病院が将来にわたって住民の医療に対する期待に応えていけるよう、更に町財政からの繰出し額を出来る限り圧縮できるよう、経営健全化に向けた取組を検討、実践し、引き続き経営改善を図ります。

以上、令和2年度の決算報告に当たり進めてまいりました施策の一端を申し上げます。町は、人口減少、少子高齢化が進み、さらに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面しておりますが、経済を立て直し、町民の皆様が安心して住み続けられるように、そして、住むことが誇りに思えるように、職員一丸となって精一杯様々な事業に取り組んでまいりました。令和2年度決算について、十分なる御審議のうえ認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

会計管理者。

会計管理者（板場康之）

それでは、令和2年度決算の御審議をいただくに当たりまして、私から総括的な御説明を申し上げます。

まず、地方自治法の規定する会計管理者における議会提出の法定資料でございますが、津南町各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、基金運用状況調書を含む財産に関する調書、以上の4項目を冊子にまとめております。このほかに参考資料といたしまして、病院事業会計を除く各会計の決算状況について歳入歳出決算参考表にまとめてありますので、御覧いただきたいと思っております。なお、各会計の数値の読み上げは省略させていただきます。

最初に、病院事業会計を除く一般会計・特別会計の総額について報告いたします。歳入総額は、124億8,780万2,474円で前年度対比116.3%。歳出総額は、120億8,779万2,881円で前年度対比118.0%でした。繰越額全体では、4億9,593円でしたが、繰越明許費繰越額がありましたので、実質収支の総額は、3億9,787万2,233円となりました。歳出総額約120億8,000万円に占める各会計の比率を見ますと、後期高齢者医療特別会計1.1%、簡易水道特別会計1.2%、農業集落排水事業特別会計2.4%、下水道特別会計3.3%、国民健康保険特別会計7.1%、介護保険特別会計約14.4%、一般会計約70.5%の比率を占めております。歳入総額においても、各会計別にその占める構成比率は、ほぼ同様となっております。特別会計に繰出金として支出されている金額を割合で見ますと、簡易水道特別会計7.0%、国民健康保険特別会計11.9%、介護保険特別会計14.8%、後期高齢者医療特別会計29.7%、下水道特別会計61.9%、農業集落排水事業特別会計84%が一般会計からの繰出金収入となっております。その総額は、9億1,566万9,000円となっており、一般会計歳出総額の約10.8%を占めることとなりました。また、病院事業会計へは、繰出金ではなく補助金で支出しております。これを含めると、総額で13億2,054万円余りとなっており、一般会計歳出総額の約15.5%を占めているものとなっております。

次に、基金の管理運用について報告いたします。基金の需要と運用管理の指針については、地方自治法、同実務提要及び町公金運用方針があります。令和2年度運用においても、これに基づき、確実かつ効率的な管理運用に努めてきました。その結果は、歳入歳出決算参考表の35ページのとおりであります。積立取崩し金を集計しますと、基金総額は22億412万1,259円となっております。なお、運用収益は、基金条例で定める直接の事業へ充当した額を差し引きまして、144万4,385円となっております。

次に、財産につきましては、決算書268ページ以降の財産に関する調書に記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

本決算に当たり、現地監査を含めまして3日間の決算審査をいただきました。

細部につきましては、合同常任委員会にて各課長から説明申し上げますので、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（吉野 徹）

決算監査意見書につきましては、事前に配布されているため、朗読は省略いたします。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から9月16日まで休会とし、14日、15日は委員会審査とした  
いと思いますが、これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から9月16日まで休会することに決定いたしました。

9月17日は、定刻の午前10時より開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後2時33分）—